

用途ごとの規制（飲食店等）

1 「飲食店等」とは、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店をいう。

2 指定場所において禁止される行為

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
飲食店等	舞台※1		禁止	禁止	禁止
	公衆の出入りする部分※2		—	—	禁止

※1 興行を行わず客のカラオケ専用に使われているものなどはこれにあたらない。

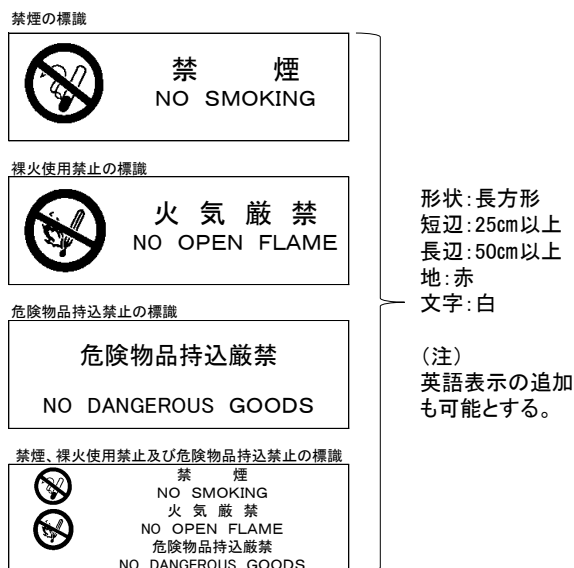
※2 客席、通路、階段及びホール等の公衆が利用する部分とする。

3 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
飲食店等	禁煙	・舞台の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	・店舗の入口

次の飲食店等においては、標識の設置を省略できるものとする。

- (1) 舞台部分が、小規模（床面積が100㎡以下）、かつ、舞台上で禁止行為を一切行わないものとしている飲食店等
- (2) 舞台を有しない飲食店等



4 解除承認の可否

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
飲食店等	舞台		可	可	可
	公衆の出入りする部分		—	—	可

(注) 喫煙所での喫煙行為、裸火に該当しない火気使用設備器具の使用及び規制の対象とされない危険物品の持込み行為は、解除承認申請の必要はない。